

アメリカ大リーグにおける競争均衡の時代

—観客を魅了するために

イノベーションは続けなければいけない—

福 井 幸 男

I 競争均衡の装置（ドラフトとトレード）

野球は手に汗握る大熱戦の方が、一方的な試合よりもエキサイティングである。また、ペナントレースがシーズン終盤までもつれ込むことがファンを熱狂させ、大勢の観客がスタジアムに駆けつけることになる。各チームの戦力が均衡してこそ、こうした試合展開が期待できる。大リーグはどのような仕掛けを作って、ファンを魅了しつづけてきたのか、歴史的な背景を記述しつつ、現在の状況を考察する。

1 イングランドのサッカーとの比較から

イングランドのプロサッカーのシステムは、大リーグのシステムとは好対照である。大リーグでは、シーズン順位最下位の球団は何のお咎めもない。マイナーリーグに降格させるわけでもない。クローズド・システムで動いていると言えよう。

ところが、イングランドのプロサッカーでは、リーグ間でチームの降格や昇格が頻繁にある。リーグは頂点に立つプレミアリーグ（20チーム）、その下部リーグに24チームから構成されるリーグが三段階ある。フットボールリーグ（FL）チャンピオンシップ、FLリーグ1、そしてFLリーグ2と、3階層化されている。8月から翌年5月にかけて、プレミア・リーグのチーム

は38試合をホームとアウェイで1試合ずつ戦う。シーズン終了後にプレミアリーグ所属20チームの中の下位3チームを下位のFLチャンピオンシップに降格させ、FLチャンピオンシップの上位2チームおよび3位から6位のチーム間でプレーオフを行いその優勝チームの計3チームがプレミアリーグに昇格する。この入れ替え関係が他の二つのリーグの間でも適用されている。ただし、FLリーグ1とFLリーグ2の入れ替えは、やや異なる。FLリーグ1の下位4チームが降格し、FLリーグ2の上位3チームおよび4位から7位のチームのプレーオフ優勝チームの計4チームが昇格する。FLリーグ2の最下位チームについては、その下位の地域リーグの優勝チームと入れ替わる。チームの入れ替えが激しいように、選手の移籍の動きも激しい。彼らはいつでも自由にチームを移籍できる。このオープン・システム思想のもとでイギリスのすべてのプロチーム92チームは動いている (S. Hall, S. Szymanski and A. S. Zimbalist, pp. 152-154)。

これに対して、大リーグはクローズド・システムで動いていると言える。最下位になっても降格もないし何も変わらない。固定したメンバーで闘うパナントレースをどのように躍動化させて活性化させるか、そしてその仕組みはどのようなものであるかを歴史的に検討する中で明らかにする。

2 ロースターの人数枠

大リーグ各球団の実力は、攻守に秀でたスタープレーヤをそろえたロースター如何による。特定の球団が多くの実力選手を独占的に保有しないように、一定の人数制限を課している。本節では、ロースターの人数枠制限を見てみよう。

各球団は40人の選手とメジャー契約を締結している。彼らをロースターあるいはスプリング・ロースター (spring roster) と呼ぶ。図1に示したように、この中の25人が4月開幕日にベンチ入り (アクティブ・ロースター) できる。開幕戦にダッグアウトに入れなかった残りの15人はマイナー行きとなる。彼らはオプション選手と呼ばれる。球団が彼らを傘下のマイナーリーグ

図1 ベンチ入り選手人数の流れ



注) シーズン開幕から8月末：ベンチ入り25人+オプション15人、9月1日以降：ベンチ入り40人

でプレーさせるオプションを持つからである。

大リーグ全体では、 $30 \times 25 = 750$ 人の選手がダッグアウトに入ることになる。日本のプロ野球もベンチ入り同じく25人である（ただし、一軍登録選手は28人）。9月1日になると、ベンチ入りの人数が一挙に40人に拡大される¹⁾。この中に入らないとプレーオフやワールドシリーズに出場できない。こうして、全試合日程を8月末にはほぼ終了しているマイナーリーグの選手達にもメジャーリーグでの活躍の場が与えられている。優勝を諦めた球団は来期の戦力をみすえて、若いマイナーリーグの選手をメジャーリーグにあげて実力を試すのである。反対に力の衰えたベテラン選手はロースターから抹消される。

3 競争均衡の維持装置としてのドラフトおよびトレード

大リーグの選手であるということは、つぎの6通りのいずれかで、現在の球団に属している。(1)アマチュア・ドラフト、(2)マイナーリーグ・ドラフト、(3)トレード、(4)トライアウト、(5)フリー・エージェント (FA)、そして(6)ポスティング。

(1) アマチュア・ドラフト

この制度は、ウェーバー (waiver, 棄権) 制度に基づいている。字義通り、

1) 2002年にメジャー入りしたものの試合出場になかなか恵まれなかった田口壮外野手が9月に入り、ベンチ入りして15試合で11打数6安打の実力を発揮した。田口選手は1991年ドラフト会議でオリックスが1位指名、愛工大名電高の鈴木一朗外野手は4位指名。指名7選手の中で、両選手を除くと、救援投手として活躍する東京ヤクルトスワローズの萩原淳投手以外の4選手はすでに現役を引退している。

当該選手との交渉は指名した球団のみが可能であり、他の球団は交渉権を棄権しなくてはならない。1965年に“June Rookie Draft”として、アマチュア・ドラフトが導入された。アメリカの四大プロスポーツ（アメリカンフットボールNFL、アイスホッケーNHL、バスケットボールNBA、ベースボールMLB）の中で一番導入が遅かった。アマチュア・ドラフトは、選手年俵の高騰を抑え、また、弱小球団にも新しい選手が公平に行き渡るように図った。背景には常勝球団であるヤンキースの存在があった。戦後の1946年から1964年の19年間にリーグ優勝15回、ワールドシリーズ制覇10回を数えた。強すぎて喜ぶのはヤンキースファンだけである。大リーグ全体としては、ペナントレースに盛り上がりや欠きファン離れを起こす。ドラフトは球団間の競争均衡を図るという大きい狙いがある。

ウェーバー制度の具体的な運用手順は、当初は次の通りであった。その年の球団成績順位とは逆順に、最下位の球団から有望な新人選手を指名する権利を球団に与える。AL（アメリカン・リーグ）には西暦の奇数年にトップ指名の権利を与え、反対に、NL（ナショナル・リーグ）には西暦の偶数年にトップ指名の権利を与えた。リーグ内の最下位球団が最優先にくじを引ける。奇数年の場合は、ALリーグの指名順位は1位、3位、5位、……となり、2位、4位、6位、……にはNLの球団が成績の悪い順番で与えられた。

その後、ルールが改定されて、最初にドラフト・トップ指名が行える球団は、ワールドシリーズで負けたリーグ所属の球団となった。さらに、2005年度はリーグに関係なく、球団勝率の低い順から指名権が与えられた。30球団の中で勝率最低の球団は1番目、31番目、61番目、……にドラフト交渉権が与えられる。最高勝率の球団は、30番目、60番目、90番目、……となる。

このドラフトの対象となるのは、アメリカ国民に限らない。アメリカ自治領プエルトリコの住民およびカナダ国籍の選手にはドラフト適用の措置がとられている。アメリカの高校や大学に通う外国人学生もドラフト適用となる。たとえば、2002年に坂本充選手がアリゾナウェスティング短大に留学中にコロラド・ロッキーズから指名を受けた。

アマチュア・ドラフト²⁾の実施時期は、毎年6月、学校の卒業式がある時期である。2005年は6月の7日と8日に開催された。全米の30チームを電話回線をつなぎ、ニューヨーク市・マンハッタンにある大リーグ・コミッション事務所にて二日間にわたり、一球団指名選手50人という制約の中で進められた。2005年は計1480人が指名された。指名されても断る選手もあり、契約率は毎年65%から70%である。2008年はニューヨークを離れて、フロリダ州オーランドで開催された。

ドラフト制度がどの程度競争均衡を回復させるのに貢献しているかについて、議論のあるところである。これには大きな理由がある。アメリカではプロとアマでは力量に大きな差があり、新人が大リーガーとして活躍することはまずないからである。即戦力でない限り大リーグで通用するには数年はかかる。しかし、マイナーで大事に育てた選手が晴れてメジャーに昇格してFA獲得までの6年間チームの勝利に貢献できるとしたら、競争均衡の展開には大きな材料となることは必至であろう。

(2) マイナーリーグ・ドラフト

マイナーリーグ・ドラフトとは、毎年12月に開催されるルール5・ドラフトである。なぜルール5と通称されるかと言えば、大リーグ野球協約の第5項にあるからである。ちなみに、第4項にある6月のアマチュア・ドラフトは、ルール4となる。ルール5ドラフトは、他球団のマイナーリーグ選手の中で埋もれた逸材を発掘しようという意図がある。こうした飼い殺しされた選手に他球団での活躍の場を与えようとする狙いがある。

ただし、一軍に上げないからといって、将来を嘱望される有望選手を他球団に引き抜かれては困るという事情もある。

2) 日本の場合には、1993年に逆指名制度が導入され、社会人と大学生は入団希望球団を指定できることになった。ただし、この場合、球団は一位か二位に指名しなければいけない。1998年秋のドラフト会議では、上原投手と二岡選手が巨人を逆指名し、高校生の松阪投手は、西武、日本ハムそして横浜の3球団が一位指名した。一位指名選手の標準契約金は1億2000万円と設定された。2001年には逆指名制度は自由競争枠に、2005年から2年間希望球団枠と名称変更となり、その後廃止された。

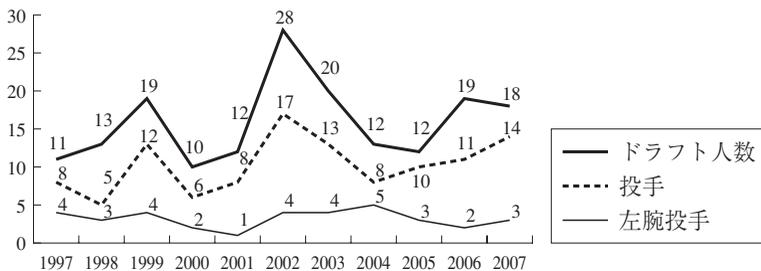
そこで、次の条件をドラフト行使球団に課している。①40人枠ロースター選手はプロテクト枠であってここからはドラフトできない。②本人が19歳以上の時にアマチュア・ドラフト契約を結んだ選手はマイナーリーグで4年間プレーして、はじめてこのドラフト対象となる。また、同じく18歳以下でアマチュア・ドラフト契約した選手は5年間プレーして、はじめてこのドラフト対象となる。後述する2006年の新しい労使協定により、2002年の労使協定で決めた年数がそれぞれ1年延長となった。③ドラフトする球団は相手球団に5万ドルを支払う。④ドラフトした球団は25人枠のロースターにシーズンを通して入れて置かねばならない。はずすならば、元の球団に選手本人を返還し、2万5000ドルを半返しする。

条件①に関しては、所属球団側から見ると、有望なマイナーリーグの選手であれば、彼をとりあえずは引きぬかれぬようにメジャーリーグにあげてその40人枠に入れて囲い込むにこしたことがないのである。条件④については、有望選手を引き抜ぬいた球団が彼を試合も出さずに囲い込むことをさせないようにという抑制処置を示している。

次の図2は、1997年から2007年までのルール5によるドラフトにかかったマイナーリーグの選手人数を示している。

1997年には11人（うち、投手8人、以下同様）、1998年には13人（5人）、1999年には19人（12人）と続き、2002年には28人（17人）、2003年には20人（13）人と大きく盛り上がってきていた。その後、やや低調ではあったが、

図2 ルール5ドラフト人数の推移



2007年には18人（14人）がこのドラフトにかかった。延べ174人のなかで、投手が全体の64.4%を占めて112人、うち右腕投手が77人、左腕投手が35人を占める。それだけ投手はどの球団も人材不足に悩まされているのである。いずれにしても、財政的に余裕のない球団にとっては、将来性のある選手を、とくに投手をしかもわずか5万ドルで獲得できる絶好のチャンスである。ただし、大リーグで将来的に大活躍する選手をこのドラフトから見つけることは、干し草の山の中から一本の針を見つけだすことよりも難しいかもしれない。（http://www.mlb.com/NASApp/mlb/news/mlb_news.jsp?myid）。

2007年12月6日に行われたドラフトでは、18人（内、投手14人）がドラフトされ、2008年4月には投手4人と外野手1人の計5人が大リーグデビューを果たし、投手4人は全員はじめて大リーグのマウンドを踏んでいる。残り13人はマイナーリーグに逆戻りした10人と、off season 扱いの3名となっている。可能性が少しでもある投手には声掛けする。しかし、春までの手持ちのコマの調整項目なのか、多くの投手は球団が罰金を払って元の球団に春のシーズン開幕までに戻されることが多い。2007年では、18人中の13人、つまり72%が元に戻されている。ある識者は、「ルール5・ドラフトは、半ば慣習、半ば選手にはチャンス、半ば無駄」と述べている。（<http://www.minorleagueneews.com/baseball/affiliated/features/articles2007/12/07>）

なお、マイナーリーグの3Aチームが2A所属の選手をドラフトしたり、あるいは2Aチームが1A所属の選手をドラフトすることもできる。前者の場合は、1万2000ドル、後者の場合は4000ドルをそれぞれ喪失した球団に支払う。それぞれのロースターに加えることが条件となるのは、大リーグと同様である。

(3) トレード

大リーグでは、2種類のトレードがある。まず、毎年、ワールドシリーズ終了の翌日から翌年7月31日までに行われる、非公開のトレードである。つぎに8月からワールドシリーズ終了日までの公開トレードである。

① 非公開のトレード

トレード許容期間はワールドシリーズ終了の翌日から、翌年の7月31日である³⁾。8月を目前に、優勝を狙う上位球団は即戦力のベテラン選手の補強を急ぎたいし、優勝をあきらめた下位球団は来年の雪辱をめざして、高額年俵を取っている選手をトレードに出す代わりに、来期の活躍が期待できそうな若い選手を取りたい。この期間のトレードは自由にかつ隠密裏に行うことができる。Non-waiver trade という。下位球団間のトレードは理論上非常に少ない。なお、大リーグ10年以上でかつ同一球団に5年以上在籍した選手にはトレード拒否権がある⁴⁾。

② 公開トレード

8月に入ると、原則として、事前の話し合いによる選手のトレードはできない。球団は本人に対する球団保有権を放棄（ウェーブ）して、ウェーバーに出して、公開トレードに出す。他球団からの申し込みを受ける。前年成績の悪かった球団から優先的に指名権が与えられる点は、ドラフトと同じである。ウェーバーに上がった選手に他球団から申し込みがあれば、トレードが可能である。年俵の残りの部分はすべて受け入れ先球団が負担する。なお、実態としては、二つの球団同士で暗黙の了解の元でその他の球団に指名させずに相互に選手をトレードすることもあるらしい（<http://www.major.jp/column/column-2003071802.html>）。フラッグつまり優勝旗をめざしたトレー

3) タンパベイ・デヴルレイズの野茂英雄投手は2005年6月16日に日米通算200勝をブリュワーズ戦で達成した。7月16日に、「戦力外通告（designated for assignment）」を受けた。野茂選手には他球団からのトレード申し込みがなく、25日に自由契約（解雇）された。保有権放棄を他球団に通知するウェーバーにかけられた野茂に対して、ヤンキースが名乗りをあげた。野茂投手は2005年7月27日にヤンキースとマイナー契約を結ぶ。ヤンキースにすれば、トレードだと有力選手を交換に放出しなければならないので、ウェーバーで獲得した。ヤンキース傘下のファーム球団であるコロンバスに所属。なお、同じく、高津臣吾投手はFAによって2004年からシカゴ・ホワイトソックスに入団。翌年シーズン7月18日に戦力外通知を受け、ウェーバーにかかったものの他球団からのトレード申し入れがなく、マイナー契約を同球団とあらためて締結し傘下のシャーロットに所属したものの8月1日に解雇され、同12日にメッツとマイナー契約。傘下のノーフォークに所属。9月1日に石井一久投手とともに一軍昇格。

4) このあたりの生々しい事情の一端は、M. Lewis (2003) の第9章に詳しい。

ドであるので、フラッグ・ディールと呼ぶ。公開トレードに出しても、申し込みがない場合は、自由契約選手となる。9月に入ると、フラッグ・ディールはほとんど行われず、というのは9月から新戦力を獲得しても、プレーオフに出場できないからである。

メジャー球団は、契約した選手を、3年以内に一軍40人枠に登録しなければいけない。18歳以下で契約した選手は4年以内に一軍登録しなければいけない。もしも、登録しなければ、ルール5ドラフトにかけて、他球団での活躍の機会を与えることになる。40人枠に入れる場合、球団は選手を3年間、25人枠と40人枠の間を自由に昇格・降格させることができる。この期間をオプション期間という。この期間を過ぎると、球団はオプションを行使できない。40人枠からははずす場合には、ウェーバーにかけなければいけない。ウェーバー公示の3日間に、他球団が譲渡に意欲を示した場合は、トレード交渉に移る。複数球団が名乗りを上げれば、前年度の成績順位の悪い球団に優先権がある。他球団から話がなければ、「ウェーバーを通過 (cleared waivers)」したことになる。そして、つぎのいずれかを選択する。①「君には他球団から話がなかった」として、マイナーに降格させる理屈が立ち、実際にそうする、ただしベテラン選手は拒否できる。②契約を破棄して解雇して、自由契約 (FA) にする。つまり、契約しないことで自由に他球団のセレクションに参加し練習に加わって、他球団と契約できる余地と可能性を与える。他球団と契約に至らなければ引退となるであろう。③トレードに出す⁵⁾。

(<http://project-h.seesaa.net/artide/88333708.html>, 2006. 1. 27閲覧)。

(<http://www.ibjcafe.com/talk/baseball/base/20010117205627.html>, 2006. 1. 27閲覧)

5) オークランド・アスレティックスの右腕投手 Tim Lincecum を例にとると、2005年6月17日にウェーバーにかけられ、同24日にこれをクリアしたものの、マイナー降格を拒否して、自由契約になった。この選手の経歴としては、2004年10月6日にコロラド・ルーキーズのウェーバーで、アスレティックスの譲渡申し込みに応じて、移籍。1992年にマイナー入りし、1995年にメジャー昇格を果たしメジャー通算6勝7敗。

(4) トライアウト

大リーグ各球団が実施する入団テストつまりトライアウトを受験して合格すると、晴れて大リーグに入団できる。推薦状や紹介状が不必要なオープン・トライアウト、必要とするクローズド・トライアウトそしてスカウティングビューロー主催のトライアウトの3種類がある。ここで、スカウティングビューローとは、大リーグコミッショナーが管轄しているスカウト組織であり、1974年に設立された。中立的なスカウティング組織である。

(5) フリーエージェント

これについては次節以下で詳述する。

(6) ポスティング入札制度

松坂大輔投手のように、ポスティング制度利用がある。2006年11月、ボストン・レッドソックスが松坂投手を最高入札金額5111万1111ドル11セントで落札した。この制度は1998年12月に日米間で締結され、FA権を保有しない選手の移籍が可能となった。イチロー外野手も2000年11月に1312万5000ドルでマリナーズが落札している。

II 大リーグの年俸調停の統計分析

1 大リーガーのキャリアパスと年俸調停申請

大リーガーには、以下で述べるような制約がはめられている。メジャー入団後すぐに、選手に実力があっても他球団に移籍することはできない。選手の保有権は6年間球団にある。とにかく、最初の6年は、自分の意志や成績に関係なく、球団に在籍しなければいけない。球団は選手が6年目にとるFAを取る前に、彼をトレードに出すことがある。FAを取って本人の自由意志で動く前に彼を他球団の選手とのトレードに出してしまうのである。

最初の3年間は、年俸30万ドルと決められている⁶⁾。これが大リーガーの最低年俸ということになる。アメリカの有名な研究者ジムバリスト言うところ

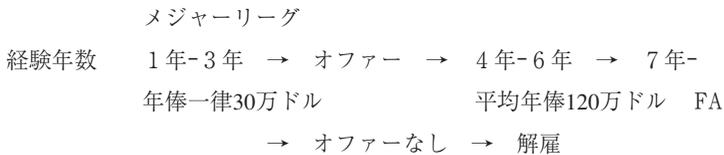
6) 2005年は31万6000ドル、そして2000年は38万ドル、2008年39万ドル、2009年40万ドルである (2007-2011 Basic Agreement 第5条B項)

ろのアプレンティス、つまり丁稚小僧の期間である。

4年目になって、所属球団からのオファーがあれば年俵交渉に移る。しかし、所属球団からのオファーがなければ、退団となる。そこで、救済措置として、FA扱いとして、他球団からのオファーを待つ。もしもオファーがなければ、即退団となる。さて、所属球団からのオファーがあった場合は次のような経過をたどる。選手は球団との年俵交渉のテーブルに晴れて座れることになる。交渉の相手球団は所属球団に限られていて、選手の都合で他球団には移籍はできない。もしも、提示された年俵に不満があれば、調停に持ち込むことが可能になる。4年目からFAになる6年目終了までの3年間は、いわばジャーニーマン、つまり職人の期間である。1989年のデータによれば、アプレンティスの時代は平均10万2471ドル、ジャーニーマンの時代は平均42万337ドルとなっており、ジャーニーマンの期間の平均年俵は、入団3年間の約4倍になっている (Zimbalist 1992, p. 92, Table 4.7)。2007年の平均年俵は、MLB選手組合によれば、282万4751ドルである (<http://mlbplayers.mlb.com/pa/info/faq.jsp#average>)。

6年間の大リーグ生活を経験した場合には、7年目からはFA宣言をして、他の球団との入団交渉にもちこむことが可能になる。引退までの期間は、マスター、つまり親方の期間である (Zimbalist 1992, p. 81)。

図3 大リーガーの道



2 調停の流れ

球団から提示された来シーズンの年俵に不満があれば、選手は、調停に持ち込むことができる。しかし、これは大リーグ経験4年目以降の選手でないと認められない。詳しく述べると、1年間を172日として計算し、計516日間、25人枠に登録されていなければいけない。メジャーとマイナーを往復する選

手ならば、メジャー出場試合が不足するので、おおよそ4年以上かかる。

労使交渉で来シーズンの年俵をめくり妥協点が探れない場合、調停は非常にシビアなものである。選手側とオーナー側の意見が対立した場合、「足して二で割る」ことはしない。調停人は双方の数字の根拠を詳しく聞いて調査した後、いずれかの言い分を認める。たとえば、選手側200万ドル、球団側100万ドルの場合、調停人はいずれか一方を採用する。したがって、両サイドともにいい加減な数値は出せない。調停人に対して数値の根拠を論理的に説明できなければ、数値は根拠がないものと判断されて、非常に不利になる。

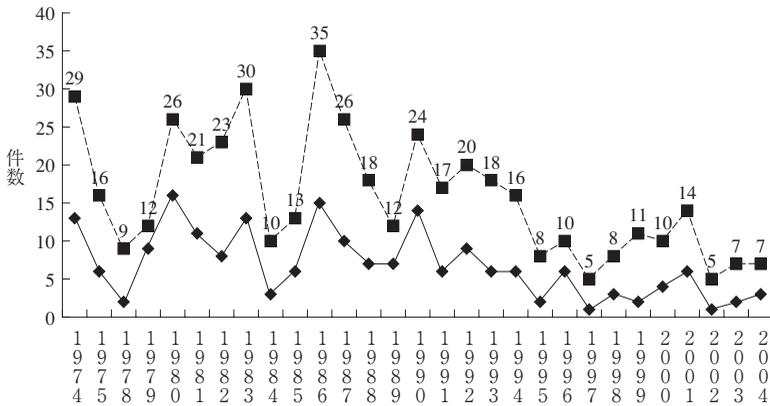
球団側との交渉に進展がない場合、選手側は、1月5日から15日の間に調停を申請しなければいけない。申請後も球団側との交渉は続行しているのももしもその間に決着となれば、調停は必要なくなる。負けた場合を考えると、なるべく話し合いで決した方が両者共に好ましい。この申請取り下げは選手側しか行えない、球団側からは取り下げはできない。現実問題として、調停に持ち込まれる前に当事者間での協議は継続し、申請の約8割は調停人の裁定を待つ前に決着している。労使間の交渉が進まなければ、3人の調停人による聴聞が行われる。調停は、2月1日から20日の間のある決められた一日に行われる。調停人は前もって選手会側とオーナー側の双方で合意された調停人リストの中から選ばれる。リストの誰が調停人になるかは当事者には事前に知らされない。調停人は必要な資料や書類が提出されたならば、24時間以内に裁定を下す。この裁定は来シーズンの年俵契約書に記入される形で下されていて、裁定理由は説明してはいけないことになっている。裁定の効力は一年限りでボーナスとか成果報酬を含んでいない（2007-2011 Basic Agreement 第5条F項(5)）。

申請書類には選手側は他の球団の同じポジションの同格の実力を備える選手年俵を引き合いに自己の長所を述べるだろうし、球団側はむしろ球団のマーケットの大きさ、つまりニューヨークのような大都市にないのでファン層が限定されることや、選手の弱点を強調するであろう（Frederick and others, p. 132）。

3 統計分析(1) 選手側と球団側の勝訴率は対等か

調停人による年俸調停件数において、選手側勝利となった件数を見る（図4）。この図4は、1974年から2004年における調停件数と選手側勝訴件数を時系列的に示している。勝訴率が最も高いのは1979年の66.7%（＝8件/12件）であり、最も低いのは1995年の12.5%（＝1件/8件）である。31年間の平均勝訴率は42.3%である。つまり459件中の194件が選手側勝訴で終わった。

図4 調停件数と選手勝訴件数



(出所) <http://www.bizofbaseball.com/data/arbitrationresults.pdf>

この勝訴率42.3%を解釈するために、次の統計的検定を実施する。

$$H_0 : p = 0.5 \text{ (選手側勝訴率50\%)}$$

$$H_1 : p \neq 0.5 \text{ (選手側勝訴率は50\%ではない)}$$

有意水準両側1%で母比率に関する統計的検定（福井, p.136）を行うと、 $z = 3.314 > 2.58 = z_{0.005}$ を得る。したがって、有意水準1%でこの帰無仮説を棄却する。選手側には不利な裁定と考えてよいだろう。

つぎに、白人、ヒスパニック、そしてアフリカ系に分割して、各エスニック別の勝訴率の統計分析を行う。各選手のエスニックの特定作業は、個人データ（顔写真）まで遡及する必要がある、容易ではなかった。エスニックが特定化できなかった選手を除いた計447人が対象となる。表1は、調停件数

表1 1974年から2004年の調停および勝訴件数

	選手側勝訴	敗訴	調停件数
アフリカ系	31	57	88
ヒスパニック	22	49	71
白人	139	149	288
合計	192	255	447

と選手側勝訴件数を見たものである。

白人選手の勝訴率は48.3%、アフリカ系アメリカ人のそれは35.2%、そしてヒスパニックは31.0%である。すでに述べた調停件数全体と同じく統計的検定にかける。次の結果を得る。

アフリカ系	$2.772 > 2.58 = z_{0.005}$
ヒスパニック	$3.204 > 2.58$
白人	$0.589 > 2.58$

したがって、白人のみが勝訴率50%という帰無仮説を棄却できないことになる。白人はオーナー側と五分五分に近い争いをしていることになる。

4 統計分析(2) エスニック別の勝訴率は同じか

つぎに、エスニック別の勝訴率に差があるかどうかを統計的検定にかける。母比率の差の検定にかける(福井 pp. 137-9)。有意水準を両側1%とする。

$$H_0: p_1 = p_2 \text{ (エスニック間で勝訴率に差がない)}$$

$$H_1: p_1 \neq p_2 \text{ (エスニック間で勝訴率に差がある)}$$

白人とアフリカ系の勝訴率の差に関しては、 $z=2.150$ 、白人とヒスパニックの差に関しては、 $z=2.622$ 、そしてアフリカ系とヒスパニックの差に関しては、 0.564 となる。したがって、アフリカ系とヒスパニックの差には有意な差があるとは言えない。白人とヒスパニックの勝訴率の差には有意な差があると言える。有意水準両側5%で検定すると、白人とアフリカ系の勝訴率の差についても有意な差がある。総じて、白人は他のエスニックに比して明らかに勝訴率が高いことがわかる。

しかしながら、白人が調停において優遇されているという解釈には慎重さが不可欠である。大リーグの調停においては両者の言い分を聞いて、中を取るといふいわば玉虫色の決着は望めない。したがって、最初からそれなりの理屈を立てて、調停人の理解と賛意を得ることが不可欠となる。論理的な立論構成から必然的に出てくる年俸水準を前面に押し立てる必要がある。無理難題な要求では、却下されること必至である。かくして、選手側が冷静であればある程、調停人が理解を示す確率は高くなるであろう。

2005年の調停申請件数は全体で89件、内49件が期間内に交渉決着し、残り40件のなかの37件は引き続きの交渉で決着し、残った3件が年俸調停となった。調停件数の少ない年であったと言えよう。調停申請者はすべて投手であった。ツインズの右腕投手カイル・ローシー Kyle Lohse は要求額240万ドルに対して球団側提示額215万ドルで調停結果は選手側勝訴、ロイヤルズの左腕ジェレミー・アッフエルト Jeremy Affeldt は、要求額120万ドルに対して球団側95万ドルで調停結果は球団側勝訴、アスレチックスの右腕投手ホアン・クルーズ Juan Cruz は要求額86万ドルに対して球団側60万ドルで調停結果は球団側勝訴 (<http://nbcsports.msnbc.com/id/6998738/>)⁷⁾。

5 フリーエージェント（FA）制と戦力均衡化の動き

フリーエージェント（FA）制とは、選手は6年間の契約が切れる場合に自由にどの球団とも入団交渉ができるというものである。調停裁定が1974年に導入されたのに対して、FA制は1976年に導入された。オーナー達の心配をよそに有力選手の獲得はファン層を拡大させた。

この新制度の結果として、各球団の戦力は均衡化の方向に動いたと見てよ

7) 1991年3月に中日ドラゴンズの落合博光選手が調停申請した。これが日本での申請第一号である。三度の三冠王に輝く落合選手（37歳）は一年契約年俸2億7000万円を要求した。球団側は2億2000万円を提示し、交渉は決裂。そこで、同選手は調停を申請した。コミッショナーの吉国一郎、セリーグ会長川島廣守、パリーグ会長原野和夫の三人が規約に従い、調停人に就任した。大方の予想通り、球団側提示額を調停額とした。1993年には横浜ベイスターズの高木豊選手が調停申請した。要求額1億円に対して、球団提示額9500万円であり、球団側提示額が調停額として提示された。

いだろう。ほとんどの球団が地区優勝を経験した。表2は、エクспанションが定着して26球団が揃った1977年から1992年までの16年間の大リーグのリーグ構成を示している。表2に示す26球団に球団名の変更やフランチャイズの変更は一切なかった。球団名の右側の数字は地区優勝回数である。ほとんどの球団が少なくとも1回は地区優勝を果たしている。むしろ、16回のうち、優勝回数の最高が6回という数字が戦力均衡化の傾向を如実に物語っている。地区優勝を果たせなかった球団は3球団ある。しかし、クリーヴランド・インディアンズは、1995年から1999年まで5年連続及び2001年に地区優勝を達成し、テキサス・レンジャーズは1994年、1996年、1998年及び1999年地区優勝、そしてシアトル・マリナーズは1995年、1997年及び2001年地区優勝を達成している。

表2 大リーグの状況 (1977年-1992年)*

ナショナル・リーグ (1977年)	アメリカン・リーグ (1977年)
(1) 東地区 シカゴ・カブス 2 モントリオール・イクスポズ 1 ニューヨーク・メッツ 2 フィラデルフィア・フィリーズ 4 ピッツバーグ・パイレーツ 4 セントルイス・カーディナルズ 3	(1) 東地区 ボルティモア・オリオールズ 2 ボストン・レッドソックス 3 クリーヴランド・インディアンズ 0 デトロイト・タイガース 2 ニューヨーク・ヤンキース 4 ミルウォーキー・ブリューワーズ* 1 トロント・ブルージェイズ 4
(2) 西地区 アトランタ・ブレーヴス 3 シンシナティ・レッズ 2 ヒューストン・アストロズ 2 ロサンゼルス・ドジャーズ 6 サンディエゴ・パドレス 1 サンフランシスコ・ジャイアンツ 2	(2) 西地区 カリフォルニア・エンゼルス 3 シカゴ・ホワイトソックス 1 カンザスシティ・ロイヤルズ 5 ミネソタ・ツインズ 2 シアトル・マリナーズ 0 オークランド・アスレティックス 5 テキサス・レンジャーズ* 0

* 1969年に参入したアメリカン・リーグ西地区のシアトル・パイロッツは翌1970年ミルウォーキー・ブリューワーズとしてミルウォーキーに転出した。さらに、同リーグ東地区のワシントン・セネターズが1972年にテキサス・レンジャーズに身売りされた。両球団の地区調整の結果として、ミルウォーキー・ブリューワーズは東地区に配置換えとなり、テキサス・レンジャーズは西地区所属となった。1977年に新たにシアトル・マリナーズとトロント・ブルージェイズが参入した。

6 フリーエージェント (FA) 制の歴史

FA 制導入に先駆的な役割を果たしたのは、カーディナルズの黒人選手フラッド (Curt Flood) 外野手である。1966年0.267、67年0.335、68年0.301そして69年0.285と堅実な打撃成績を残した、31歳の彼が1969年に最高裁に対してフィリーズへの一方的なトレードに抗議したのがFA 制の発端である。保留条項は選手に対して球団への非自発的な隷属を強いる奴隷契約であり、「一年に9万ドル稼いでいるが、奴隷であることに変わりはない」として、人権の自由を謳うアメリカ憲法に違反するとして訴えた。選手会は訴訟費用を負担して、彼を応援したけれども、最高裁は5-3の評決で彼の訴えを退けた。1972年当時の最高年俸は20万ドルであり、これは、偉大な打者と言われた黒人バッターのヘンリー・アーロンの年俸であった (Honig, p. 323)。

最初にFA 宣言を果たしたのは、4年連続20勝をあげ、1974年には25勝12敗の好成績を残した、オークランド・アスレティックスのエース、ジム・ハンター (Catfish Hunter) である。1967年13勝-17敗の防御率2.80 (以下同様)、68年13-13の3.35、69年12-15の3.35、70年18-14の3.81、71年21-11の2.96、72年21-7の2.04、73年21-5の3.34という素晴らしい成績を残していた。アスレックスは1972年から3年連続でワールドシリーズを制覇していた。なぜ彼がFA 宣言を果たしたかについては次の事情があるようだ。オーナーのフィンリー (Charles Finley)⁸⁾ は手広く保険業を営むやり手で、独裁的でときおり情け容赦なく選手を扱う人物で個性派揃いの選手たちからは嫌われていた。しかし、彼はいかに勝つかという野球戦略のセンスには長けていた。ハンター、ブルー、ホルツマンそして救援投手のフィンガースという強力な投手陣を擁していた。(op. cit, p. 323)。

8) フィンリーは、アイディアマンで、試合時間を短縮するために、四球でなくて三球で打者が一塁に出るルールを1971年の対ブリューワーズ戦エキビジョンで試した。19人に両球団に四球を出した。あるいは、打者が球筋が見えるようにオレンジ色のボールを提案した。これには稀代のアイディアマンの Veeck をして、「親父の頃は、観客はすべて白のシャツを着ていたがそれでも球は白だった」と言わしめて、フィンリーは自ら撤回している (Charlton, p. 181)。

ハンターはワールドシリーズ優勝に大きく貢献した。1974年シーズン前に年俸10万ドルで、内特別ボーナス5万ドルの年金加算契約条項付きの2年契約を締結していた。追加条項は、節税対策であり、年俸に含めないことを本人が希望した。オーナーのフィンリーは期限ぎりぎりになって確かに5万ドルの小切手を彼に手渡したのであるが、これは年金ファンドに供託されるものではなく個人ボーナスと判断して、彼が大リーガーの組合組織であるMLBPAのミラー事務局長やその法律顧問のモスに相談して受け取りを拒否した (Koppett 1998, p. 360, マービン・ミラー, pp. 146-7)。

ハンターは年金が加算されない以上、契約は無効として、その年のオフにFA宣言をした。選手契約条項には、「球団が支払い不履行の知らせを受けた後10日以内にこの契約を履行しなければその場合に限り、選手は書面にて球団に契約を終了できる」(Lichtman, p. 103)。

1974年12月13日に調停人のピーター・サイツ (Peter Seitz) は、彼の主張を是認した。この強腕投手の入団契約を狙って、十数球団の担当者がノースキャロライナの自宅に押し寄せた。ヤンキースのオーナーであるスタインブレナー (George Steinbrenner) は当時の最高年俸の3倍にあたる5年契約推定総額280万ドルから370万ドルの条件を提示して彼を獲得した (Honig, pp. 324)。

ハンターのFA宣言とその後の推移に多くの大リーガーが当然ながら大きな関心を抱いていた。その中の一人に、ロサンゼルス・ドジャーズのメッサーズミス Messersmith 投手がいた。1971年20勝-13敗の防御率2.99 (以下同様)、72年8-11の2.81、73年14-10の2.70、74年20-6の2.59、75年19-14の2.29というずば抜けたエースであった。彼は、この年のシーズン終了後に、来シーズンの契約更新に向けて、トレードを拒否できる文言を契約書に入れるように求めたけれども球団側がこれを認めなかった。選手契約条項文言に、「選手側、球団側双方が3月1日までに契約更新に同意しなかった場合には、その後10日以内であれば球団側は今後一年間の契約更新の権利を有する旨を選手側に通知する」とある。球団側は契約が更新されない場合にはこの一年

間の暫定的な期間が繰り返されて実質的に無限に続くとして解釈したのに対して、選手側は条文文言の字義通りの一年限りと解釈した (Lichtman, p. 103)。

1975年シーズン終了後に、メッサーズ投手および長らくボルチモア・オリオールズで活躍しモンリオールのマクナリー (D. McNally) がこの年に契約を継続することなくプレーしたことを理由にして、保留条項は2人には適用できないと主張した (Honig, p. 324)。マクナリーは今シーズン限りで引退を考えていたけれども、オーナー側がどう出るのかと、メッサーズに同調して加わった。

1975年12月23日に調停人のサイツ氏が「球団に保有権はない」と裁定し、事実上選手側の言い分を認めて、ここに二人は自由にどの球団とも来年度の年俵交渉を行えるようになった。コミッショナーのクーン (Bowie Kuhn) は「調停は破滅的」として、調停人のサイツ氏を解雇したが後の祭りであるしかなかった。FAの嚆矢である (op. cit, p. 324)。1976年シーズン終了後に58人がFAとなった (Wallace, Hamilton and Appel, p. 232)。

その後、労使双方の集団交渉をクーンは促した。その結果、1976年央には、このFA制実施にあたりFAになるには、最低6年間の在籍義務を設けることで労使が一致した。現在でもこの年限期間に変更はない。さらに、最大5人の選手をFAで獲得できるとし、さらに、1981年までの5年間は、FA宣言した選手を獲得した球団は、その年の新人ドラフトの権利を引き抜かれた球団に譲るとした補償ルールを設定した。

1982年団体交渉では、FA宣言した選手を獲得した球団に対して、まだFAを宣言していない選手リストの中から自由に引き抜かれた球団が選手を逆に引き抜けることを決めた。これは、アメリカンフットボールのローゼル・ルール (Rozelle Rule) に匹敵する。NFLのピート・ローゼル会長が設定したルールであり、有力選手が自由に所属チームを変えることで年俵が上がることを恐れた結果生まれた。1986年の交渉では、補償ルールを弱くして引き抜いた球団の選手を交換に出すことはしないことにした。現在は大リーグ在籍10年で同一球団在籍6年の場合は、移籍拒否権が選手に与えられてい

る⁹⁾。

7 移籍と補償ドラフトによる戦力均衡策

資金力のある球団はFAで有力選手を獲得できる。FAで選手を喪失した球団はその対価として、選手移籍先球団のドラフト指名権を代わりにもらえる。実績のある選手と、将来有望な選手をいわば交換するわけであるから、どの程度、戦力均衡に動いているかについては、慎重な実証研究が必要である。少なくとも戦力均衡化の方向の一歩であることには間違いはない。ドラフトで動いた選手の補償の際に使われるのが選手ランキングである。アメリカ大リーグ公認の統計会社であるエライアス・スポーツ・ビューロー (Elias Sports Bureau) が過去2年間の選手の打席、打点、打率や本塁打数などの成績を総合的に評価して、100点満点で各選手を次のポジション別にランキングしている。①DH・一塁手・外野手、②二塁手・三塁手・遊撃手、③捕手、④先発投手、そして⑤リリーフ投手。2008年シーズン終了後に発表されたランキングは次の表3の通り (<http://www.sportscity.com/MLB/Elias-MLB-Rankings>)。

ランクAは全体のトップ20%、ランクBは次の20%であり、その他はランクをつけない。たとえば、①のポジションで、ALのレッドソックスの主砲であるオルティーズ David Ortiz は100点満点、イチローは78.861の18位、松井秀喜選手は77.468の19位でともにAランク。②のポジションでは、岩村明

9) 我が国プロ野球のFA制については、1993年の日本シリーズ終了後に発効した。日本プロ野球機構は、10年間あるいは1500試合出場を条件にし、さらに各球団は最高2人のFA宣言をした選手を他球団から取れること、その場合、引き抜かれた球団に代わりの選手あるいは金銭(移籍選手の移籍前の年俸の1.5倍)を保証すること、さらに、新年俸上限は2倍とした。65人の該当選手のなかで5人がFAを宣言した。この中の一人に入った落合選手は3年契約の年俸3億7000万円で、巨人に入団した。巨人は移籍に際して、旧年俸の1.5倍の3億7500万円を中目側に支払った。彼は、巨人の目論見通り、セリーグ優勝に大きく貢献した。翌年には58人の該当選手のなかで6人がFAを宣言。広沢克己一塁手に対して、ヤクルトは5割アップを提示したものの、同選手は巨人に入団。現在では、一軍登録150日の通算9シーズンを条件にしている。さらに、2005年夏のオーナー会議で条件を緩和して8シーズンに短縮した。

表3 選手のポジション別ランキングの人数 (2007年-2008年)

ポジション	AL			NL		
	合計	Aランク	Bランク	合計	Aランク	Bランク
① DH・一塁手・内野手	117	23	24	121	24	24
② 二塁手・三塁手・遊撃手	70	14	14	90	18	18
③ 捕手	35	7	7	38	8	7
④ 先発投手	85	17	17	105	20	22
⑤ リリーフ投手	124	25	25	142	28	29
選手総計	431	86	87	496	98	100

(出所) <http://www.sportscity.com/MLB/Elias-MLB-Rankings>

憲選手が54.286のノーランク、NLの松井稼頭央選手が55.556でノーランク。③のポジションでは城島健司捕手が81.513で4位のAランク、④のポジションでは松阪大輔投手が47.222のノーランク、⑤では、NLの斉藤隆投手が90.734で1位、ALの大塚晶則投手が79.215で11位のAランク、岡島秀樹投手が68.682の30位のBランクである。

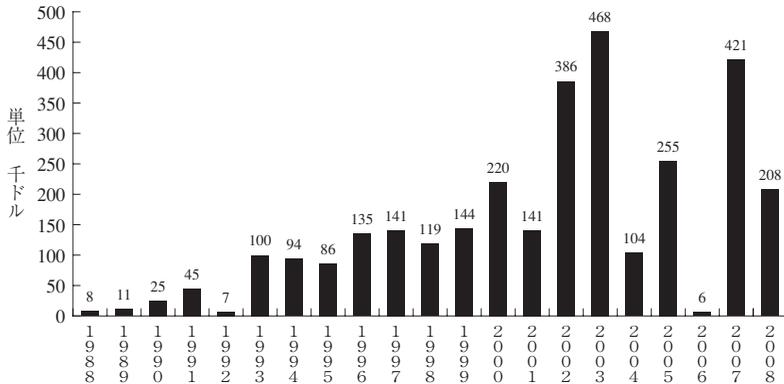
ランクAの選手を喪失したならば、移籍先球団のドラフト1位指名選手枠を譲渡してもらえるし、1巡目と2巡目の間に行われる補償ドラフトでの指名権（各球団の1位指名後に追加的に指名できる権利）も譲渡してもらえる。ランクBならば2位指名選手枠を譲渡してもらえる。2005年のドラフトでは、指名順位17位のフィラデルフィア・フィリーズが左腕のジョン・リーバー投手と契約したために、同選手を喪失したヤンキースが代わりに17位の指名権を獲得した。同じく、指名順位22位と23位のサンフランシスコ・ジャイアンツとアナハイム・エンゼルスがそれぞれセーブ通算244のアルマンド・ベニテス投手と遊撃の名手オランド・カブレラ選手を獲得、喪失したフロリダ・マーリンズとボストン・レッドソックスが代わりに22位と23位の指名権を獲得した。ジャイアンツは他にもFA選手を獲得したので、ジャイアンツのドラフト指名順位は134番目にまで下がった。

8 FA 制による年俸高騰の波

2005年シーズンを迎えるにあたり、108名の選手がFAとして新しい契約を締結した。平均年俸は356万ドル。2004年よりも平均で7万9000ドルつまり2.2%年俸が下がっていることである。2004年-26.6%、2003年-16.5%そして2002年23.6%である。大幅に年俸が上がった2002年には、前年実績の312万321ドルからFA宣言後の契約で385万6734ドルに跳ね上がっている¹⁰⁾。破格の高年俸6選手を除外すると、平均年俸は311万ドルとなり、前年実績よりも34万ドルダウンしている。アップが58人、ダウンが45人、そして同額5人となっている (R. Adams, p. 1 and, pp. 26-27)。

FA制がいかに選手年俸の高騰化を招いたかは、つぎの図5のように歴史

図5 本塁打王の本塁打当たりの年俸額



- 10) 大リーグではFAの資格がある選手に球団との契約交渉を一手に引き受ける代理人が幅を利かせている。とくに、凄腕のスコット・ボラス氏が率いるグループは一流選手を顧客にしてライバルを寄せ付けない。2000年にシアトル・マリナーズのアレックス・ロドリゲスを総額2億5200万ドル、10年契約でテキサス・レンジャーズに入団させたことはこの業界の語り草となっている。ボラス氏の経営する企業は15人の専門家集団で、各自がデータ分析や球団の動きをフォローして、高く買ってくれる球団をいち早く見つけて交渉に当たっている。たとえば、今年の場合、ヒューストンのペルトラン選手に目をつけて、球団がFA交渉ができる最終日の1月8日が過ぎた丁度夜中の12時から朝8時まで本人と受け入れ先のメッツと電話交渉を続けて彼のメッツ入りを成立させている。代理人の力を頼りに、最近では有力な新人選手は6年目シーズン前に球団から進められる複数年の好待遇の契約を断って、1年契約として、シーズン後にFA宣言をするケースが増加している (Mullen, 2005)。

的に見ると明らかである。ベイブルースが1931年に46本塁打を放ったときの年俵は8万ドル（現在価値で約100万ドル）。本塁打当たりの年俵は2万2000ドルの計算になる。

1988年の本塁打王のケンセコ選手の年俵は35万5000ドルで本塁打42本であったから、本塁打当たりの年俵はわずか8452ドルにしかない。1993年にはボンズ選手が年俵441万6666ドルで46本の本塁打で一本当たり10万ドルの大台をはじめて超えている。2000年のソーサ選手の年俵は1100万ドルで本塁打50本であり、本塁打当たりの年俵は22万ドル、2001年の本塁打王ボンズ選手の年俵は1030万ドルで本塁打73本であり、本塁打当たりの年俵は14万1000ドルとなる。2003年の本塁打王アレックス・ロドリゲス選手の年俵は2200万ドルで本塁打47本であり、本塁打当たりの年俵は46万8000ドルとなっている。2007年の本塁打王にも輝いたロドリゲス選手の年俵は2271万ドルで本塁打54本であり、本塁打当たりの年俵は42万1000ドルとなっている。2006年の本塁打王ホワードの一本当たりの年俵が低いのは、2004年9月にメジャーに昇格した新人であったからである（<http://content.ustoday.com/sports/baseball/salaries/>）。

つぎの表4は、大リーグの最高年俵の推移を歴史的に見たものである。伝

表4 年俵額の推移

年	選手名	年俵
1914	Honus Wagner	10,000
1923	Babe Ruth	50,000
1947	Hank Greenberg	100,000
1977	Mike Schmidt	500,000
1980	Nolan Ryan	1,000,000
1982	George Foster	2,000,000
1994	Jose Canseco	5,000,000
1996	Albert Belle	10,000,000
1998	Kevin Brown	15,000,000
2000	Alex Rodriguez	20,000,000
2008	Alex Rodriguez	28,000,000

<http://sportsillustrated.cnn.com/baseball/mlb/>

説の名選手ワグナーの年俸は1914年に1万ドルを記録した。その後の年俸の上昇はまさに鰻登りであり、現在の最高年俸を得ているヤンキースのロドリゲス選手は、2800万ドルである。

III 競争均衡の装置

1 MLBPAの活動

大リーグにおける労使関係を詳しく解説する。まず、選手会の実力行使の時間的な経過をたどる。つぎの数値は選手会のストライキのデータである。1972年13日、1973年12日、1976年17日、1980年8日、1981年50日、1985年2日、1990年32日、1994-5年232日。この中で実際に試合が流れたのは、1972年の86試合、1981年の712試合、そして1984-5年の938試合である（Zimbalist 2003, p. 333）。とくに、1984年のワールドシリーズがストライキで流れた。オーナー側が高騰する年俸を抑えるために、選手年俸総額を球団収入の50%とする案を選手会側に提示してきた。選手会側が強く反発して、8月よりストに突入した。ファンは嫌気がさし、失望して、大リーグ人気が大きく落ち込む結果を招いた。

足かけ二年にわたるストがようやく終結した直後に日本から彗星のごとく現れ、大リーグの「救世主」と言われたのは、野茂英雄投手である（団, p. 175）。同選手は、近鉄を任意引退してロスアンジェルス・ドジャーズに1995年に入団し、日本人として初のオールスターに選ばれ、13勝6敗でナリーグ新人賞を獲得した。

さて、こうしたストライキの背景には、選手年俸高騰化の動きがある。その先導役となったのは、選手会連盟の事務局長のマーヴィン・ミラー（M. J. Miller）の働きにおいて他にない。元アメリカ鉄鋼労連のチーフエコノミストとして16年間勤務し、最後は委員長補佐を務めた、48歳の辣腕弁護士のみラーをMLBPA（Major League Baseball Players Association, 1956年創設）が、引き抜いたことが大きい。当時の大リーガーの平均年俸が1万9000ドルであった時代に、MLBPAは年俸5万ドル、ボーナス2万ドルの2年契約で彼を

雇用した (Rossi, p. 184)。

元々は選手の社交クラブとして1950年代に発足した選手会は、彼の指導によって、それまでの微温的なムードを一掃して、戦闘的な組合に大変身を遂げた。彼のした最初の仕事はコカコーラ社と話をつけて缶の裏蓋に選手の写真を貼って、年間6万6000ドルのライセンス料を獲得したことだった。つぎに、選手会の事務所をニューヨークのパーク・アベニューに移転し、さらに法律顧問として、選手会が薦めたニクソン前副大統領ではなく、ニューヨークの若手弁護士 Richard Moss リチャード・モスを雇用した。彼らは、M & M ボイズと騒がれた。

ミラーは鉄鋼労連のやり方を大リーグに持ち込んだのである。まず、1968年には、当時の大リーガーの最低年俸6000ドルを1万ドルに引き上げることをオーナー側に認めさせたことが大きい。なにしろ、1947年の最低年俸は5000ドルだったので、20年以上ほとんどかわらなかつた水準を改訂させたのである。彼が委員長として在籍した18年間で平均年俸は1万9000ドルから24万ドルにまで上がっている。彼はまた、保留条項の改訂やFA制の導入をオーナーに認めさせるなど、選手側から見て多大な貢献を果たしている。さらに、2回のストライキを指導した。1972年のシーズン開幕の13日間のストライキ、および1981年の50日に及ぶストライキである。ベテラン選手がトレードを拒否できる権利、テレビ放映料の一定割合を財源とする選手年金制度の改善、選手会組合をオーナー側が認めたこと、そして年俸改訂にあたり代理人をたてることなど、多くの譲歩をオーナー側から引き出すことに成功した (Fischer, pp. 55-6)。なお、代理人は年俸改定を任せられるだけでない。財産の管理もその運用も重要な業務であることを付け加えたい。

年金制度の拡充については、1967年に経営者側がオールスター戦とワールドシリーズのテレビ放映料から年間225万ドルを積み立てたことから、年金ファンドは漸次拡充した (Koppet 2003, p. 314)。1996年の選手年金協約では、大リーグに通算4年間 (兵役2年を含んでよい) 在籍した選手には、年金が支払われることになった。ただし、大リーグ在籍年数や年金受け取り開

始年齢の違いで、支給年金額は異なる。たとえば、10年在籍62歳受け取りでは、年11万2221ドル (*MLBPA Benefits Plan 1996, table 6, 7*)。

2 競争均衡回復への努力1——贅沢税

MLBは、2001年後半にファン1000人に対してアンケート調査を実施した。回答者の75%が球団戦力に現状のように格差があっては興味を失いかけないとして、その42%が多くの球団に優勝のチャンスが出てこないならば、大リーグに関心を失うと回答してきた (*Sanderson & Siegfried, p. 257*)。一般論として、野球に限らずスポーツ全般に言えることは、実力伯仲のなかで緊張した試合展開の中で接戦を演じる過程がファンを大いに魅了する。実力に大きな隔たりがあれば、一部の熱狂的なファン以外はそうした試合を観戦しないであろう。

2002年8月30日に新しい協約が労使間で締結された (<http://articles.latimes.com/2002/aug/31/sports/>)。主たる内容は、①贅沢税 (luxury tax の改訂)、②収入再配分制度 (Revenue sharing system の改訂)、そして③選手に対してランダムに行うドラッグ検査である。筋肉増強剤ステロイドの検査が選手に義務づけられた。

①および②はいずれも大リーグの球団間の競争均衡を図るために導入された。①は財力豊かな球団の過大な年俸支出に対する抑制効果、②はマーケットの大きい球団から小さい球団への収入面での補助金効果を狙っていると見てよい。

まず、①の贅沢税システムについては、1997年に3年間の時限措置として始めて導入されたものである。ロースター40人の総年俸総額の高い順に球団を並べて、上位5球団を確定する。つぎに、年俸5位と6位の球団の単純平均額を上回る金額部分について、その35% (1997年と98年、99年は34%) を贅沢税としてこれらの上位球団から徴収して、これをリーグ全体で管理して主に下位球団に配分した。 (*1997-2000 (2001) Basic Agreement, 13条B項*) この3年間に贅沢税を課せられた球団は計8球団であり、ボルチモア・オリ

表5 贅沢税の税率

	基準額			
2003年	1億1700万ドル	17.5%		
		(違反1回目)		
2004	1億2050万ドル	22.5%	30%	
		(違反1回目)	(違反2回目)	
2005	1億2800万ドル	22.5%	30%	40%
		(違反1回目)	(違反2回目)	(違反3回目)
2006	1億3650万ドル	no tax	30%	40%
		(違反1回目)	(違反2回目)	(違反3回目と4回目)

(出所) 2003-2006 Basic Agreement 13条B項

オールズは1060万ドル、ヤンキースは990万ドル、そして、その他の6球団のなかで、280万ドルを超える課徴金を課された球団はない。2000年と2001年は、この制度適用は中断されていた。

2002年の労使交渉の最大の議案として浮上し、つぎの内容で復活した。選手年棒総額が次の基準額を超える部分について、つぎの表5のような税率の贅沢税を当該球団に課す。

2006年10月24日の新労使協定延長では、2007年の基準額が1億4800万ドル、2008年1億5500万ドル、2009年1億6200万ドル、2010年1億7000万ドル、2011年1億7800万ドルとすることで合意した (<http://mlbplayers.mlb.com/pa/release/releases.jsp>)。

次の表6は、2004年から2008年の5年間の球団別の平均年棒 (payroll) 総額である。ニューヨーク・ヤンキースの年平均年棒総額が2億ドル近くと群を抜いており。最下位のタンパベイ・デビルレイズの6倍を超えている。また、下位4球団の年棒総額合計に近い。1球団で下位4球団分の選手を雇える計算になる。あるいは、ヤンキースの贅沢税を過去5年間にわたって表3の規則に従って試算すると、計1億1559万ドルを支払っている勘定となる。

贅沢税はまず500万ドルがMLBセントラルファンドにオプション違約金の払い戻し用に内部蓄積され、残りの75%が選手の福利厚生年金に、25%がIGF (Industry Growth Fund, アメリカ、カナダをはじめ世界各国へのベース

表6 大リーグ球団別最近5年間の年俸総額平均 (単位万ドル)

順位	球団	5年間の年俸平均 (2004年-2008年)
1	ニューヨーク・ヤンキース	19859
2	ボストン・レッドソックス	12778
3	ニューヨーク・メッツ	11235
4	カリフォルニア・エンゼルス	10603
5	ロサンゼルス・ドジャーズ	10077
6	シカゴ・カブス	9621
7	シカゴ・ホワイトソックス	9442
8	シアトル・マリナーズ	9298
9	フィラデルフィア・フィリーズ	9280
10	アトランタ・ブレーブス	9175
11	セントルイス・カーディナルズ	8847
12	デトロイト・タイガース	8625
13	サンフランシスコ・ジャイアンツ	8471
14	ヒューストン・アストロズ	8402
15	ボルティモア・オリオールズ	7343
16	トロント・ブルージェイズ	6924
17	サンディエゴ・パドレス	6452
18	アリゾナ・ダイヤモンドバックス	6170
19	オークランド・アスレティックス	6170
20	ミネソタ・ツインズ	6147
21	テキサス・レンジャーズ	6144
22	シンシナティ・レッズ	5910
23	ミルウォーキー・ブリューワーズ	5601
24	クリーヴランド・インディアnz	5454
25	ワシントン・ナショナルズ	5233
26	コロラド・ロッキーズ	5226
27	カンサスシティ・ロイヤルズ	5108
28	ピッツバーグ・パイレーツ	3811
29	フロリダ・マーリンズ	3315
30	タンパベイ・デヴィールレイズ	3190

(出所) <http://blog.sportscolumn.com/story/2007/4/9/1367/60158>

http://blog.sportscolumn.com/story/2008/4/1/231932/3450/mlb/2008_MLB_Payrolls

<http://sports.espn.go.com/mlb/news/story>

<http://sports.espn.go.com/espn/wire?section=mlb>

ボール振興普及の資金)に回される(2007-2011 Basic Agreement 13条 H 項)。球団に流れるわけではないことに注意したい。

3 競争均衡回復への努力 2 —— 収入再分配制度

アメリカのメジャースポーツの多くでは、リーグ収入を所属球団間で分配する制度が採用されている。たとえば、NFL は全米テレビ放映料と関連グッズ売上高を各チームに均等配分する他に、入場料収入を66対34でホームチームとビジターチームで配分する(Sanderson & Siegfried, p. 269)。

収入再配分方式は、大リーグでは1996年にはじめて導入された。球団収入の20%を課徴金として各球団から徴収する方式である。このうちの75%を各球団に一律配分し、残り25%については収入が大リーグ平均に達しない球団についてのみ、それぞれの差額に比例して配分するやり方をとっていた(1997-2000 (2001) Basic Agreement 15条 A 項)。この課徴金方式が導入された背景は、各球団の収入格差が1980年代には最大3000万ドルから90年代後半には最大2億ドルにまで拡大してきたという事情がある。

2002年の労使協定で決まった収入再配分方式の新しいやり方は次の通りである。まず、各球団の純収入(入場料収入)の34%を徴収する(2003-2006 Basic Agreement 14条 A 項)。オーナー側と選手会側の主張の妥協の産物となっている。ただし、財源は各球団からの課徴金1億7580万ドル(2001年実績)に加えて、MLB セントラルファンドからの4330万ドルおよび全球団からの定額徴収分1000万ドル(1球団33万3333ドルとなる)が追加されている。ジムバリストの試算によれば、徴集した資金の約75%を全球団に一律配分し、残りを弱小球団に配分するものであるという(Zimbalist 2003, p. 340)。

入場料以外の収入には、この制度は適用されないので、各球団はコンサートやイベント、そして各種の大会や結婚式まで、さまざまな活動を誘致して、興行収入の多様化に躍起になっている。たとえば、シアトル・マリナーズはセーフコ球場でのレスリングやアメフトの開催を行っている。同球団は2003年には1億7000万ドルの大リーグ収入があり、再配分金として3100万ドルを

支出している。サンフランシスコ・ジャイアンツの場合、スリーコム球場からの野球以外の収入は700万ドルから1200万ドルを獲得しており、これは同球団のボンズ選手の年俸1800万ドルの2/3に相当する。ヤンキースの場合、球場は賃貸のためにこうした営業活動はできない（Adams, R, 2005. 1. 24-30, p. 6）。ボストン・レッドソックスの場合、2004年の大リーグ収入は2億2000万ドル、再配分金として4200万ドルを支出。

次の表7は、経済週刊誌“*Forbes*”によるヤンキースおよびレッドソックスの収入再配分額などである。大リーグの収入再配分額2億6100万ドルに占める両球団の支出額1億200万ドルは39%の比率を占めている。これら2球団を除く28球団の利益総額が1億8000万ドルあるのに対して、ヤンキースからの徴収額は3710万ドル、レッドソックスは1130万ドルで、合計4840万ドルに達する。

表7 ヤンキースとレッドソックスの収入再配分額・贅沢税

	再配分額	贅沢税	遠征先での平均観客数	関連グッズシェア
ヤンキース	6000万ドル	2500万ドル	40847人	26%
レッドソックス	4200万ドル	300万ドル	36009人	21%

(出所) *Forbes*, 2005. 4. 25, p. 93

球団間の収入是正の動きがある一方で、収入格差の現実には容易にはなくなる。人気に支えられた収入格差の壁はなくなる。たとえば、ニューヨークを本拠地とするヤンキースとメッツがともに新球場をいずれも現在地に隣接して数年後に建設する計画を打ち出した。従来の地元の市町村からの資金投入には頼らず、自力での建設計画を打ち出した（*Sport Business Journal*, 2005. 6.27-7.3）。2009年シーズンから供用を開始する。これにたいして、たとえば、フロリダ・マーリンズは、球団誕生以来NFLドルフィンズのプロットボール・スタジアムを借用しており、マイアミ市に対してベースボール専用球場建設を陳情している。消極的な姿勢しか見せなかった市はついに2012年竣工を目指して、リトルハバナと呼ばれるダウンタウンに建設することを決断した。

4 競争均衡回復は機能しているのか

表8は、1901年から2008年までの期間を6つに細分化して、各期間別のALおよびNLの優勝球団の回数を書き出したものである。各年代別の数値は、球団毎の優勝回数を大きさの順に並べて、上位3球団の占有率を計算した数値である。アメリカン・リーグの盟主であるニューヨーク・ヤンキースが1969年から1993年の年代にほとんど顔を見せないと言う事実が最も印象的であろう。とくに、1982年から1993年にかけて、リーグ優勝すら全くしていない。

表8 リーグ別の各球団リーグ地区別優勝回数*

(数値%は上位3球団の占有率を示す)

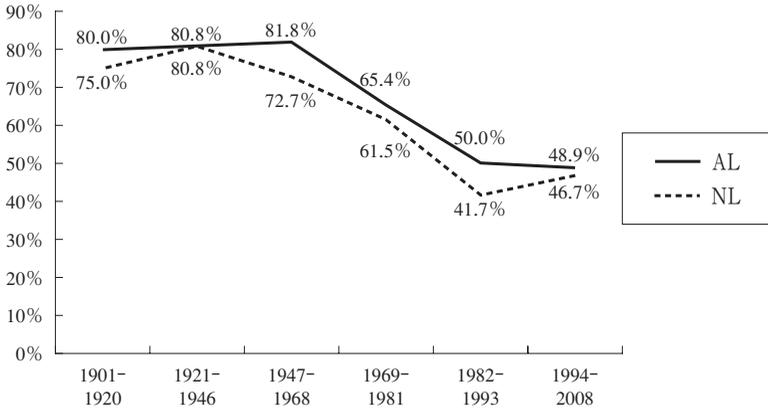
	AL (アメリカン・リーグ)		NL (ナショナル・リーグ)	
1901-1920	フィラデルフィア	6	ニューヨーク	6
	ボストン	6	シカゴ	5
	シカゴ	4	ピッツバーグ	4
	デトロイト	3	ブルックリン	2
	クリーヴランド	1	ボストン	1
			フィラデルフィア	1
		80.0%		75.0%
1921-1946	ニューヨーク	14	セントルイス	9
	デトロイト	4	ニューヨーク	7
	フィラデルフィア	3	シカゴ	5
	ワシントン	3	ピッツバーグ	2
	セントルイス	1	シンシナティ	2
	ボストン	1	ブルックリン	1
			80.8%	
1947-1968	ニューヨーク	15	ブルックリン-LA	10
	クリーヴランド	2	セントルイス	3
	シカゴ	1	ボストン-MIL	3
	ミネソタ	1	ニューヨーク-SF	3
	ボルティモア	1	フィラデルフィア	1
	ボストン	1	ピッツバーグ	1
	デトロイト	1	シンシナティ	1
			81.8%	
1969-1981	ボルティモア	6	シンシナティ	6
	オークランド	6	ピッツバーグ	6

	ニューヨーク	5	ロサンゼルス	4
	カンザスシティ	4	フィラデルフィア	4
	ミネソタ	2	ニューヨーク	2
	デトロイト	1	アトランタ	1
	ボストン	1	サンフランシスコ	1
	カリフォルニア	1	ヒューストン	1
			モントリオール	1
		65.4%		61.5%
1982-1993	トロント	5	アトランタ	4
	オークランド	4	セントルイス	3
	ボストン	3	ロサンゼルス	3
	カリフォルニア	2	ピッツバーグ	3
	シカゴ	2	フィラデルフィア	2
	デトロイト	2	シカゴ	2
	カンザスシティ	2	ニューヨーク	2
	ミネソタ	1	サンフランシスコ	2
	ミルウォーキー	1	サンディエゴ	1
	ボルティモア	1	ヒューストン	1
			シンシナティ	1
		50.0%		41.7%
1994-2008	ニューヨーク	11	アトランタ	11
	クリーヴランド	7	セントルイス	6
	テキサス	4	ヒューストン	4
	シカゴ	4	ロサンゼルス	4
	オークランド	3	サンディエゴ	4
	ミネソタ	4	アリゾナ	4
	ロサンゼルス *	4	サンフランシスコ	3
	シアトル	3	シカゴ	3
	ボルティモア	1	シンシナティ	2
	ボストン *	2	フィラデルフィア	2
	タンパベイ	1	モントリオール	1
			ニューヨーク	1
			フロリダ *	0
		48.9%		46.7%

*) ワイルドカードのチームは算入していない。ワイルドカードから勝ち上がったフロリダが1回、ロサンゼルス、そしてボストンがそれぞれ1回ワールドシリーズを制した。

上位3球団の占有率を図示したのが下記の図6である。両リーグともに、20世紀前半の圧倒的な独占的な状態から、1969年以降急速に占有率は低下してきている。1994年以降に若干増加している。この年から各リーグが東、中

図6 地区優勝回数上位三球団の地区優勝の占有率



そして西の3地区制となった。従来の2地区が3地区に分かれると、地区内の球団数は減って、地区優勝の確率は必然的に高くなる。ALの東地区ではニューヨーク・ヤンキースが1998年から8年連続の地区優勝（うち3回ワールドシリーズ制覇）、中地区ではクリーヴランド・インディアンスが1995年から5年連続の地区優勝、同じく1995年からNLのアトランタ・ブレーブスが11年連続優勝（1回ワールドシリーズ制覇）の偉業を果たしている。それでも全体を見ると、占有率はかつてのような数値には遠く及ばない。この期間において、ワイルドカードから勝ち上がったフロリダ・マーリンズが1回、ロサンゼルス・エンゼルスが1回、ボストン・レッドソックスが1回、ワールドシリーズを制覇している。地区2位であっても、ワールドシリーズを制覇すること自体、球団間の戦力の競争均衡が機能していることを物語っている。

V おわりに

アメリカ大リーグは「顧客創造」に向けて、ひたすら経営努力および経営改革を続けてきたというべきであろう。球団数の増大と全米各都市へのフランチャイズ進出、そして最近では海外での公式試合の開催があげられる。

2000年3月29日と30日に大リーグ開幕戦が東京ドームで開催された。NLのシカゴ・カブス対ニューヨーク・メッツの試合である。メッツの監督は現・ロッテ監督のバレンタイン、カブスの四番打者はソーサ、メッツの捕手はピアッツァ。さらに、2008年3月25日と26日にレッドソックス対アスレチックス戦が行われた。大リーグの世界戦略の一環であると考えられる。同じ3月15日と16日の両日には、中国・北京でドジャーズ対パドレスのオープン戦が開催された。人口13億人の巨大マーケットへの参入を狙う。

歴史的に振り返ると、ナイト・ゲームの導入、サンデー・ゲームの導入、アルコールの販売、黒人選手の獲得、マーケット拡大を狙ったヒスパニック系選手そしてアジア系選手の獲得、観客の人気を高めるために、投手戦から打撃戦への誘導に向けたルール改訂、DH制の採用、新球場の建設、およびインターリーグの開催などがあげられる。稀代の興行師であった Bill Veeck のように、野球場に足を運ぶのは野球ファンだけに限らないとさまざまなファンサービスに心がけて観客動員を伸ばした個性的で優れた経営者や強い権限を持ったコミッショナーを大リーグは輩出してきた。個性が輝いてきたのは、選手だけではないのである。

さらに、一層の「顧客創造」をめざして、ゲームをよりスリリングとするために戦力均衡の手段を生み出してきた。「贅沢税」や「収入再配分方式」の導入である。一層の収入増加を図るために、最近では独自のテレビ局やインターネット中継に乗り出す球団も増加し、野球というソフト資産をいかに経営に組み込んでいくかに頭を絞っている。

日本のプロ球界にとっても、リーグ全体の経営を有機的に組織的に考える体制を一日も早く確立することが急務となっている。ところが残念なことにプロ野球全体を統括するコミッショナーの権限はきわめて小さく、個別球団間の利害調整の機能すら果たせていない。大リーグのコミッショナーが「シーザー・オブ・ザ・ベースボール」と呼ばれるのに比して、プロ野球のコミッショナーに迫力はない。まさしく、「最高経営責任者はいない（朝日新聞、2005.6.20）」というオリックスのオーナーの宮内義彦氏の指摘は正しい。

危機が叫ばれる日本球界にとって、先駆者から学ぶ点は多々あると言うべきであろう。2005年から始まったセ・パ両リーグの交流戦は一つの新しい試みであり、観客動員数を伸ばしており（朝日新聞、2005.6.20）、今後の動向に注目したい。とくに、何をおいてもファンを最優先する姿勢はプロ野球に限らずいずれのスポーツ・ビジネスにおいて、いやビジネス全般において、第一に尊重され重視されるべきであろう。より一般的に言うならば、真剣なプレーと優れた技術に磨きをかけた白熱した試合を見せることが、一層の顧客重視の経営戦略であることに他ならないのである。

最後に、本稿は、大リーグに関する一連の拙稿の最終章となっていることを断っておきたい。

Reference

- Adams, R (2005): MLB free agents see market gains, *Street & Smith's Sports Business Journal*, Jan. 17-23
- Adams, R (2005): MLB teams eye business expertise over traditional farm club ties in hiring, *Street & Smith's Sports Business Journal*, Jan. 10-16
- Adams, R (2005): Extending its reach or overreaching?, *Street & Smith's Sports Business Journal*, March 28-April 3
- Adams, R (2005): Ballparks are finding non-baseball profits, *Street & Smith's Sports Business Journal*, Jan. 24-30
- Adomites, P. and others (2002): Cooperstown: Hall of Fame Players, Publications International, Ltd.
- Adelman, M. L. (1986): *A Sporting Time*, University of Illinois Press
- Badenhausen, K and others (2005): Baseball Team Valuations, Rags to Riches, *Forbes*, April 25
- Bench, J. (1999): *The Complete IDIOT'S Guide to Baseball*, A Pearson Education Company
- Blum, R (2005): AP Exclusive: Struggling Yankees will pay record luxury tax, <http://sports.yahoo.com/mlb/news>
- Buckley, James. Jr. (2001): *The Visual Dictionary of Baseball*, Dorling Kindersley
- Burgess P. L., D. R. Marburger and J. F. Scoggins (1996): *Do Baseball Arbitrators Simply Flip a Coin?*, ed. by Fizel, J, E. Gustafson, and Hadley, L, *Baseball Economics*, pp. 101-110, Praeger
- Burns, K, G. C. Ward, and J. O'Connor (1994): *Shadow ball: a history of the Negro league*, Alfred A. Knopf
- Charlton, J. (1995): *The Who, What, When, Where, Why, and How of Baseball*, Barnes & Noble

- Chacar Aya S. and W. Hesterly (2004); "Innovation and Value Creation in Major League Baseball, 1860-2000", *Business History*, Vol. 46, Issue 3, pp. 407-438
- Chinni, D. (2005): Then and Now, *The Washington Post Magazine the baseball issue*, March 27
- Cunningham, Bill (1952): The Boston Red Sox, ed. by Fitzgerald, Ed., *The American League*, A. S. Barnes and Company
- Drehle, D. von (2005): Win or Lose, *The Washington Post Magazine, the baseball issue*, March 27
- Ellard, Harry (1907); *Base Ball in Cincinnati*, reprint by Ohio Book Store, 1987
- Fizel, John (1996): *Is There Bias in Major League Baseball Arbitration?*, ed. by Fizel, J, Gustafson, E. and L. Hadley, *Baseball Economics*, pp. 111-127, Praeger
- Frederick, David, M., W. H. Kaempfer, M. T. Ross and R. L. Wobbekind (1996): *Race, Risk and Repeated Arbitration*, ed. by Fizel, J, Gustafson, E and Hadley, L, *Baseball Economics*, Praeger, pp. 129-141
- Fischer, D. (2004): *Sports in America 1960-1969*, Fact on File, Inc.
- Frederick Ivor-Campbell (2001): The All-Star Game, ed. by Thorn, John, Palmer Pete and Michael Gershman, *Total Baseball*, Total Sports Publishing
- Gilbert, Bill. (2005): MLB Arbitration Wrap-up — 2005, <http://stlcardinals.scout.com/2/355336.html>
- Gammons, P. (1990): Making the Grade, *Sports Illustrated*, July 23
- Hall, Stephen, Stefan Szymanski and Andrew Zimbalist (2002): Testing Causality Between Team Performance and Payroll- The case of Major League Baseball and English Soccer, *Journal of Sports Economics*, 3-2
- Heinrichs, Ann (1999): *New York*, Children's Press
- Honig, Donald (1985): *Baseball America, the heroes of the game and the times of their glory*, Macmillan
- Kahn, R. (1977); *A season in the sun*, Harper & Row
- Koppett, L. (1967): *A Thinking Man's Guide to Baseball*, E. P. Dutton & Co., Inc.
- Koppett, L. (2004): *Koppett's Concise History of Major League Baseball*, Carroll & Graf
- Kramer, S. (2005): Sports media rights, year of the rights deal, *Street & Smith's Sports Business Journal*, Jan. 7-13
- Krautmann, A. C. and M. Oppenheimer. (1996): Training in Major League Baseball: Are Players Exploited?, ed. by Fizel, J, E. Gustafson and L. Hadley, *Baseball Economics*, pp. 85-98, Praeger
- Lewis. M. (2003): *MoneyBall*, Norton, マイケル・ルイス (2004) : マネーボール、ランダムハウス講談社
- Lichtman J.(2003): *Baseball for Rookies*, The Floating Gallery
- Littlefield B. & R. A. Johnson (2003): *Fall Classics*, Crown Publishers
(1993): Babe Ruth, ed. by MacCambridge, Michael: *Sports Century*, Hyperion

- Miller, M. (1991): *A whole Different Ball Game*, Carol Publishing, マービン・ミラー, 武田 薫訳 (1993): FA への死闘、ベースボールマガジン社
- Miller, S. (2003): Win-win situation, *Sporting News*, Jan. 13
- Mullen, Liz (2005): How Scott Boras scored big in baseball free agency, *Street & Smith's Sport Business Journal*, April 18-24
- Nash, Peter J. (2003): *Baseball Legends of Brooklyn's Green-Wood Cemetery*, Arcadia
- Neft, David S. and Richard M. Cohen (1991): *The Sports Encyclopedia: Baseball*, St. Martin's Press
- Rader, B. G. (1999): Baseball, North America, ed. by D. Levinson & K. Christensen, *Encyclopedia of World Sport*, Oxford U. P.
- Rader, B. G. (1992): Baseball, ed. by Levinson D. & K. Christensen, *A History of America's Game*, University of Illinois Press
- Reidenbaugh, L. (2001): *Cooperstown*, Gramercy Books
- Rice, G. (1952): The New York Yankees, ed. by Ed. Fitzgerald, *The American League*, A. S. Barnes and Company
- Rossi, J. P. (2000): *The National Game, Baseball and American Culture*, Ivan R. Dee
- Sanderson, A. R. and J. J. Siegfried (2003): Thinking About Competitive Balance, *Journal of Sports Economics*, Vol. 4, No. 4
- Seymour, Harold (1960): *Baseball: The Early Years*, Oxford U. P.
- Seymour, Harold (1971): *Baseball: The Golden Years*, Oxford U. P.
- Siegfried, J. and A. Zimbalist (2002): A Note on the Local Economics Impact of Sports Expenditure, *Journal of Sports Economics*, Vol. 3, No. 4
- Sporting News (2005): *The Baseball Register & Fantasy Handbook*, Sporting News Books
- Sullivan, N. (2001): *The Diamond in the Bronx*, Oxford U. P.
- The Baseball Encyclopedia: the complete and official record of major league baseball (1976): McMillan Publishing
- Tygiel, J. (2002): *Extra Bases*, Univ. of Nebraska Press
- Vlasich, James A. (1989): Alexander Cleland and the Origin of the Baseball Hall of Fame, Alvin L. Hall ed. by, *Cooperstown Symposium on Baseball and the American Culture*, Meckler
- Vincent, F. (2002): *Last Commissioner*, Simon & Schuster
- Wallace, Joseph, Hamilton N. and Appel M. (2000): *Baseball, 100 Classic Moments in the History of the Games*, Dorling Kindersley.
- Whiting, K. (2004): *The Meaning of Ichiro*, Warner Books
- White, G. E. (1996): *Creating the National Pastime, Baseball Transforms Itself 1903-1953*, Princeton U. P.
- Zimbalist, A. (1992): *Baseball and Billions: a probing look inside the big business of our national pastime*, BasicBooks, 広岡達郎・竹内靖雄監修 (1993) 『野球ビジネスとカネ、球界裏二死満塁』、同文書院インターナショナル

Zimbalist, A. (2003): Labor relations in Major League Baseball, *Journal of Sports Economics*, Vol. 4, No. 3

http://www.retrosheet.org/boxesets/YL_2004.htm

1997-2000 (2001) *Basic Agreement*

2003-2006 *Basic Agreement*

2007-2011 *Basic Agreement*

MLBPA Benefits Plan 1996 (いずれも、<http://bob.sabrwebs.com> 収載)

<邦文文献>

団 野村 (2003): 日本プロ野球を根底から変えた男、文藝春秋二月号、pp. 174-177

松平亘・北谷賢司 (1991): 『アメリカのケーブルテレビ』、電通

奥田秀樹 (2005): 「野球世界一決定戦 WBC 松井を縛るスタインブレナーのヤンキース至上主義」、『読売ウイークリー』2006. 1. 8-15号

スポーツ報知 (2005): 2004 MLB 年俸調停リスト、http://www.hochi.co.jp/html/us/04mlb_arbitration.htm

福井幸男 (1995): 『知の統計学 1 株価からアメリカンフットボールまで 第二版』、共立出版

福井幸男 (2005): 「アメリカ大リーグにおけるイノベーションの系譜 (上)——勃興から発酵の時代——」、『商学論究』第53巻第3号

福井幸男 (2006): 「アメリカ大リーグにおけるイノベーションの系譜 (中)——制度化の時代——」、『商学論究』第54巻第3号

福井幸男 (2007): 「アメリカ大リーグにおけるイノベーションの系譜 (下)——革新の時代——」、『商学論究』第55巻第2号